

令和4年(ヨ)第15号 原子力発電所運転差止仮処分命令申立事件

債権者 田内雄司 外1名

債務者 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

(乙229～乙237号証)

令和5年4月19日

福井地方裁判所民事部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 坂 井 俊 介



弁護士 井 上 大 成



弁護士 谷 健 太 郎



弁護士 金 井 亭



弁護士 持 田 陽 一



弁護士 中 室 祐



号証	標　　目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立　　証　趣　旨
乙229	高浜発電所3号機 第21回定期検査の 概要	写 し	H28.1.28	債務者	基準地震動の変更を機に、配管サポート類、使用済燃料ピットクレーン他の設備に係る耐震補強工事、新たな消火水バックアップタンク及びポンプ等の設置等が行われたこと
乙230	債務者ウェブサイト 「当社の40年以降運 転に向けた取組み」	写 し	(R5.4 債務 者ウェブサ イトより取 得)	債務者	債務者が、頻度や方法を細かく選定した上で点検を実施し、必要に応じて設備の更新を行っていること、及び高浜発電所1～4号機に係る過去の主な保守管理の実績
乙231	高浜発電所1号炉 劣化状況評価書(抜 粋)	写 し	H27.4	債務者	債務者が、高浜発電所1号機において、劣化が進行する程度を評価し、運転開始から60年時点でも安全性が損なわれないことを確認していること
乙232	高浜発電所4号機 蒸気発生器伝熱管の 損傷について(関原 発第592号)	写 し	R3.2.19	債務者	高浜発電所3号機及び4号機における蒸気発生器伝熱管の損傷に関する、債務者が原子力規制委員会に対し原因及び対策を記載した報告書を提出したこと、及びその内容
乙233	高浜発電所3号機 蒸気発生器伝熱管の 損傷について(関原 発第103号)	写 し	R4.5.25	債務者	高浜発電所3号機及び4号機における蒸気発生器伝熱管の損傷に関する、債務者が原子力規制委員会に対し原因及び対策を記載した報告書を提出したこと、及びその内容
乙234	高浜発電所4号機 蒸気発生器伝熱管の 損傷について(関原 発第380号)	写 し	R4.8.23	債務者	高浜発電所3号機及び4号機における蒸気発生器伝熱管の損傷に関する、債務者が原子力規制委員会に対し原因及び対策を記載した報告書を提出したこと、及びその内容
乙235	高浜地域と美浜地域 の原子力防災につい て	写 し	R3.3.4	内閣府 福井県	債権者らが自らの主張の根拠として挙げる本資料には、債権者らの挙げる放射能汚染度と平常値との比較に係る数値が記載されていないこと
乙236	拡散シミュレーションの試算結果(総点 検版)	写 し	H24.12	原子力規制庁	原子力規制庁の拡散シミュレーションの内容、及び当該内容によれば、債権者らのいう「安全地帯」の存在は当該シミュレーションの不合理性を示すものではないこと

乙 237	放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果について	写し	H24. 10	原子力規制庁	原子力規制庁の拡散シミュレーションは、事故発生時の個別具体的な放射性物質の拡散予測ではなく、様々な仮定を置いた上で総体としての拡散の傾向を表すものであること
-------	---------------------------	----	---------	--------	--